

# 奈良市公報

号外第2号 令和5年3月規則

令和6年3月13日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月	日	番号	件名	主管
3	3	8	奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	土木管理課
3	6	9	奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則	子ども育成課
3	16	10	奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども育成課
3	16	11	奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども育成課
3	22	12	奈良市観光案内所規則の一部を改正する規則	観光戦略課
3	27	13	奈良市個人情報の保護に関する法律施行細則	総務課
3	31	14	奈良市行政文書管理規則の一部を改正する規則	総務課
3	31	15	職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
3	31	16	奈良市個人情報保護審議会規則	総務課
3	31	17	奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	共生社会推進課
3	31	18	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
3	31	19	奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則	地域づくり推進課
3	31	20	奈良市プロポーザル審査委員会規則の一部を改正する規則	契約課
3	31	21	奈良市公印規則の一部を改正する規則	総務課
3	31	22	奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則	人事課
3	31	23	地方公務員法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則	人事課
3	31	24	奈良市会計規則の一部を改正する規則	会計課
3	31	25	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	保育所・幼稚園課
3	31	26	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	保育総務課、子ども支援課
3	31	27	奈良市納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則	斎苑管理課

3	31	28	奈良市介護保険規則の一部を改正する規則	介護福祉課
3	31	29	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則	廃棄物対策課
3	31	30	奈良市ポイ捨て防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環境政策課
3	31	31	奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課
3	31	32	奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	環境政策課
3	31	33	奈良市防災センター条例施行規則を廃止する規則	消防局総務課
3	31	34	奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	消防局総務課
3	31	35	奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則	消防局総務課
3	31	36	奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	消防局総務課

**規 則**

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月3日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第8号**

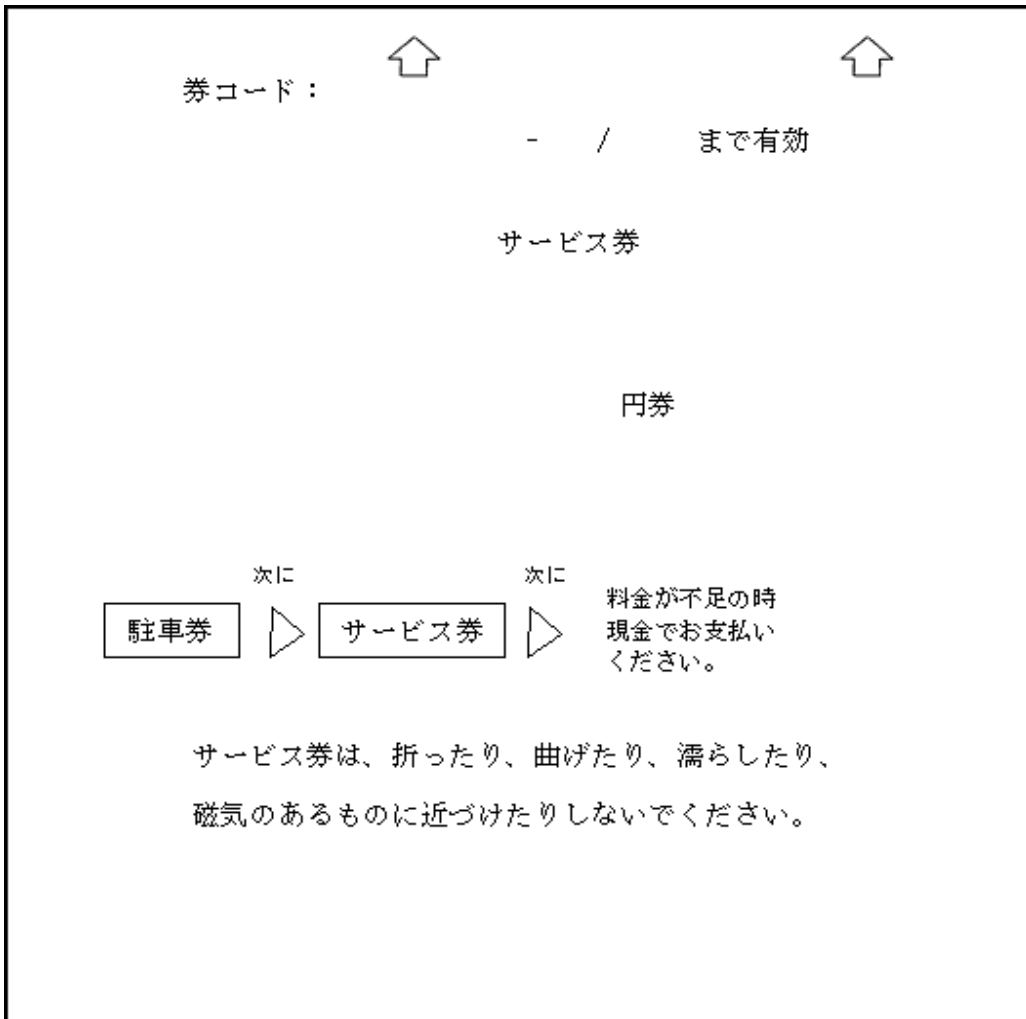
奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営駐車場条例施行規則（平成9年奈良市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「又は第4号様式の2」を削る。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）



(注) 余白に問合せ先、注意事項等を記載する。

別記第4号様式の2を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年3月3日揭示済)

奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月6日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第9号**

奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則（平成14年奈良市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(当該通知を受けた者が母子・父子福祉団体であるときは、)」を「又は」に改め、「(以下「連帯借主」という。))」を削る。

第6条第1項中「連帯借主又は連帯保証人」を「連帯保証人又は令第9条第3項若しくは第4項の規定により連帯債務を負担する借主（以下「連帯借主」という。))」に改める。

別記第1号様式及び第8号様式中「貸付金の種類」を「貸付資金名」に、「貸付金額」を「貸付額」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



母子福祉資金等貸付決定通知書

先に申請のあった母子福祉資金等の貸付について、次のとおり決定したので通知します。

借主			
貸付決定番号	第 号	貸付資金名	資金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付額	円 (月額 円)		
貸付期間	年 月 から		
	年 月 まで		
据置期間	貸付期間満了後 年 月 日 まで		
償還期間	据置期間終了の翌日から 年 月 日 まで		
償還方法			
連帯借主	氏名	生年月日	
連帯保証人	氏名	生年月日	
備考			

別記第10号様式中「貸付決定額」を「貸付額」に、「毎回 円 最終回 円」を「初回 円 毎回 円」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式(第8条・第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長 印

母子福祉資金等交付停止等決定通知書

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 条第 項第 号の規定により、次のとおり貸付金の交付を減額(停止)します。

貸付決定番号	第 号	貸付資金名	資 金
貸付決定年月日	年 月 日	貸付額	円
貸付金交付停止等の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
決定の内容及び理由			
※貸付済額	円		
※貸付済額の償還方法	据置期間	年 月 日から 年 月 日まで	償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
	賦別金額	賦償還 (初回 円 毎回 円)	

(注) ※印欄には、貸付けの停止決定を通知する場合にのみ記入します。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長 印

母子福祉資金等継続貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった母子福祉資金等の継続貸付について次のとおり決定したので、通知します。

貸付決定番号	第 号	貸付資金名	資 金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付金交付済額 ・ 期 間	円	年 月 日から 年 月 日まで	
継続貸付決定 金 額	円 (月額	円)	
継続貸付期間	年 月 日から	年 月 日まで	

別記第18号様式中「貸付金の種類」を「貸付資金名」に、「貸付金の額」を「貸付額」に改める。  
別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

母子福祉資金等増額決定通知書

先に申請のあった母子福祉資金等の貸付金増額について、次のとおり決定したので通知します。

借主			
貸付決定番号	第 号	貸付資金名	資金
貸付決定年月日	年 月 日		
増額貸付決定金額	円 (月額 円)		
増額貸付期間	年 月 から (継続資金のみ記入) 年 月 まで		
増額貸付決定後の貸付総額	円	貸付期間	年 月 から 年 月 まで
据置期間	貸付期間満了後 年 月 日まで		
償還期間	据置期間終了の翌日から 年 月 日まで		
償還方法			
連帯借主	氏名	生年月日	
連帯保証人	氏名	生年月日	
備考			

別記第25号様式及び第26号様式を次のように改める。



第25号様式(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

母子福祉資金等据置期間延長決定通知書

年 月 日付けで申請のあった母子福祉資金等の据置期間の延長について次のとおり決定したので、通知します。

貸付決定番号	第 号	貸付資金名	資 金
貸付決定年月日	年 月 日	貸 付 額	円
延長据置期間	年 月 日から 年 月 日まで		

第26号様式(第16条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長 印

母子福祉資金等一時償還決定通知書

次のとおり貸付金を償還してください。

貸付決定番号	第 号	貸付資金名	資 金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸 付 額			円
既 償 還 額			円
未 償 還 額			円
今回償還請求額			円
償還請求の理由			
償 還 期 限			

別記第28号様式を次のように改める。

第28号様式(第17条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長 印

母子福祉資金等償還免除決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった母子福祉資金等の償還の免除については次のおり免除(却下)することに決定したので、通知します。

1 免除

貸付決定番号	第 号	貸付資金名	母 父 寡 資金
貸付決定年月日	年 月 日	貸付額	円
償還免除決定額	円		
今後の償還期間・方法	年 月 日から 年 月 日まで 賦償還 (初回 円 毎回 円)		

2 却下の理由

別記第30号様式を次のように改める。

第30号様式(第19条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長 印

母子福祉資金等償還支払猶予承認通知書

年 月 日付けで申請のあった母子福祉資金等の償還金支払猶予について次のとおり決定したので、通知します。

貸付決定番号	第 号	貸付資金名	資 金
貸付決定年月日	年 月 日		
貸付金交付済額 ・期 間	円 年 月 日から 年 月 日まで		
未 償 還 額	円 ( 年 月 日現在)		
支払猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで		
支払猶予期間経 過後の償還期間 ・方法	年 月 日から 年 月 日まで 賦償還(初回 円 毎回 円)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年3月6日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第10号**

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「乳幼児」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同項第2号中「小学生(乳幼児を除く子ども(以下「就学児」という。)のうち)を削り、「をいう。以下同じ。)」を「(前号に掲げる者を除く。)」に改め、同項第3号中「中学生(小学生を除く就学児をいう。以下同じ。)」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(前2号に掲げる者を除く。)」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(前3号に掲げる者を除く。) 子ども医療費受給資格証(別記第3号様式の3)

第4条第2項第1号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項第2号中「児童」を「子ども」に改め、同項第3号中「中学生」を「子ども」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前項第4号に規定する資格証 当該子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日

第4条の2第1号中「乳幼児」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同条第2号中「就学児」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(前号に掲げる者を除く。)」に改める。

別記第1号様式中 「申請者」を「主たる養育者」に改める。  
(養育者)」

別記第3号様式及び第3号様式の2を次のように改める。

第3号様式 (第4条、第5条—第7条関係)

小学生		子ども医療費受給資格証	現物
公費負担者番号			
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
一部負担金	通院	1レセプトにつき1,000円	
	入院	1レセプトにつき500円 (14日以上入院は1,000円)	
	調剤	なし	
有効期間		年	月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印			
交付年月日		年	月 日
<small>(注)奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付の対象となりません。自己負担額を支払い、領収書を受け取つて市窓口へ直接申請してください。</small>			

(注)裏面に注意事項を記載する。

第3号様式の2 (第4条、第5条-第7条関係)

中学生		子ども医療費受給資格証				現物	
公費負担者番号							
受給者番号							
受給者	住所						
	氏名						
	生年月日	年	月	日			
一部負担金	通院	1レセプトにつき1,000円					
	入院	1レセプトにつき500円 (14日以上入院は1,000円)					
	調剤	なし					
有効期間		年	月	日から	年	月	日まで
発行機関名及び印							
交付年月日		年	月	日			
<small>(注)奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付の対象となりません。自己負担額を支払い、領収書を受け取つて市窓口へ直接申請してください。</small>							

(注)裏面に注意事項を記載する。

別記第3号様式の2の次に次の1様式を加える。

第3号様式の3 (第4条、第5条—第7条関係)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>子ども医療費受給資格証</b> </div>									
<b>公費負担者番号</b>									
<b>受給者番号</b>									
<b>受給者</b>	<b>居住地</b>								
	<b>氏名</b>								
	<b>生年月日</b>			年			月		日
<b>有効期間</b>				年			月		日から
				年			月		日まで
<b>発行機関名及び印</b>									
<b>交付年月日</b>				年			月		日
<small>(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って奈良市長へ申請してください。</small>									

(注) 裏面に注意事項を記載する。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

別記第5号様式及び第6号様式を次のように改める。



第5号様式 (第6条関係)

奈良市子ども医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

フリガナ			
申請者氏名			
生年月日	年	月	日
住所			
電話番号	( 自宅 ・ 父 ・ 母 )		

フリガナ				
受給者氏名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
受給資格証番号				
申請理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

(注) 再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、速やかに返戻してください。

第6号様式 (第7条関係)

奈良市子ども医療費助成変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所 \_\_\_\_\_

申請者 氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ (自宅・父・母)

次のとおり届け出ます。

子ども氏名			生年月日	年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
1 氏名変更	新				受給者番号
	旧				
2 住所変更	新	奈良市			
	旧	奈良市			
3 加入医療 保険変更	新	記 号	番 号		
		被 保 険 者 名	子 ども との続柄		
		保 険 者 番 号	保 険 の 称		
		資 格 認 定 日	年 月 日		
	旧	保 険 の 称			
4 口座変更	新	金融機関名	支店名	種別	口座名義(カナ)※養育者に限る
		銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 出張所	普通 当座	
		金融機関コード	支店コード		口座番号
	旧	金融機関名		支店名	口座名義人
		銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 出張所		
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 ひとり親医療へ 障害者医療へ 施設入所			
変更・喪失 年 月 日	年 月 日				

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第4条第1項及び第2項並びに第4条の2並びに別記第3号様式の2の次に次の1様式を加える改正規定 令和5年4月1日（以下「第1号施行日」という。）
  - (2) 別記第3号様式及び別記第3号様式の2の改正規定 令和5年6月1日（以下「第2号施行日」という。）
- 2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条及び第4条の2の規定並びに第3号様式の3は、第1号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第1号施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則別記第3号様式及び第3号様式の2の規定は、第2号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第2号施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 新規則第4条第1項第4号に規定する資格証の交付に必要な行為は、第1号施行日以前においても行うことができる。
- 5 新規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する資格証の交付に必要な行為は、第2号施行日以前においても行うことができる。
- 6 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年3月16日揭示済)

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第11号**

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「奈良市ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費助成金請求書」に改める。

別記第3号様式中「㊟」を削る。

別記第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式 (第7条関係)

奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

フリガナ			
申請者氏名			
生年月日	年	月	日
住所			
電話番号	(自宅・父・母)		

フリガナ				
受給者氏名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
受給資格証番号				
申請理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 (                      )			

(注) 再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、速やかに返戻してください。

第5号様式 (第8条関係)

奈良市ひとり親家庭等医療費助成変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所  
氏名  
電話

次のとおり届け出ます。

受給者氏名			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
1 氏名変更	新				受給者番号
	旧				
2 住所変更	新	奈良市			
	旧	奈良市			
3 加入医療 保険変更	新	記 号	番 号	枝 番	
		被 保 険 者 氏 名	受 給 者 の 続 柄		
		保 険 者 番 号	保 険 の 名 称		
		資 格 認 定 日	年 月 日		
	旧	保 険 の 名 称			
4 口座変更	新	金融機関名	支店名	種別	口座名義 (カナ) ※養育者に限る
		銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 出張所	普通 当座	
		金融機関コード	支店コード	口座番号	
	旧	金融機関名	支店名	口座名義人	
		銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 出張所		
5 その他変更	理由	障がい者医療移行 その他 ( )			
6 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 婚姻 (事実上の婚姻含む) 非監護			
変更・喪失 年 月 日	年 月 日				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年3月16日揭示済)

奈良市観光案内所規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月22日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第12号

奈良市観光案内所規則の一部を改正する規則

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「奈良市総合観光案内所及び奈良市観光センター」を「奈良市近鉄奈良駅観光案内所及び奈良市総合観光案内所」に、「午後9時」を「午後7時」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月22日掲示済)

奈良市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。  
令和5年3月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第13号

奈良市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、別記第1号様式によるものとする。

(開示請求書等)

第4条 条例第3条の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求者の連絡先
- (2) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の状況（未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別及び当該本人が未成年者の場合にあっては、本人の生年月日）、氏名、住所又は居所及び連絡先

2 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第2号様式）とする。

3 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、別記第3号様式によるものとする。

(開示請求に係る補正の求め)

第5条 法第77条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示請求補正通知書（別記第4号様式）によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第6条 法第82条第1項の規定による保有個人情報を開示する旨の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記第5号様式）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記第6号様式）

2 法第82条第2項の規定による保有個人情報を開示しない旨の通知は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第7号様式）によるものとする。

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第7条 条例第4条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通

知書（別記第8号様式）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第8条 条例第5条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記第9号様式）によるものとする。

（開示請求に係る事案の移送に関する手続等）

第9条 実施機関は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（別記第10号様式）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記第11号様式）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第10条 法第86条第1項の規定による開示決定等をするに当たって第三者に対して行う通知は、意見照会書（任意的意見聴取）（別記第12号様式）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による開示決定に先立って第三者に対して行う通知は、意見照会書（必要的意見聴取）（別記第13号様式）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記第14号様式）を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記第15号様式）によるものとする。

（保有個人情報の開示の実施）

第11条 保有個人情報を開示する場合において、保有個人情報が記録されている行政文書を開覧する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の開覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報を開示する場合において、保有個人情報が記録されている行政文書の写しを交付するときの交付部数は、一の請求につき1部とする。

（電磁的記録の開示の実施方法）

第12条 法第87条第1項の規定による電磁的記録に記録された保有個人情報の開示の実施方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法のとおりとする。

(1) 音声又は映像の記録 専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録の媒体に複写したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの開覧若しくは交付、専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録の媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録を印刷物として出力したものの開覧又は交付以外の方法による開示は、開示請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、開示請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する専用機器で容易に対処することができるに限り行うこととする。

3 第1項各号に規定する電磁的記録の媒体に複写したものの交付を行う場合は、実施機関が用意した媒体を用いることとする。

（開示の実施方法等の申出）

第13条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第16号様式）によるものとする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第14条 条例第6条第2項の規定による写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を前納しなければならない。

3 令第28条第4項の規則で定める方法は、納付書による納付とする。

（訂正請求書等）

第15条 条例第7条の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求者の連絡先

(2) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の状況（未成年者、成年被後見人又は任意

- 代理人委任者の別及び当該本人が未成年者の場合にあつては、本人の生年月日)、氏名、住所又は居所及び連絡先
- 2 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記第17号様式)によるものとする。
  - 3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。
  - 4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、別記第18号様式によるものとする。  
(訂正請求に係る補正の求め)
- 第16条 法第91条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報訂正請求補正通知書(別記第19号様式)によるものとする。  
(訂正決定等に係る通知)
- 第17条 法第93条第1項の規定による保有個人情報を訂正する旨の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
- (1) 保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記第20号様式)
  - (2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書(別記第21号様式)
- 2 法第93条第2項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記第22号様式)によるものとする。  
(訂正決定等の期限の延長に係る通知)
- 第18条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第23号様式)によるものとする。  
(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)
- 第19条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記第24号様式)によるものとする。  
(訂正請求に係る事案の移送に関する手続等)
- 第20条 実施機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記第25号様式)を交付するものとする。
- 2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第26号様式)によるものとする。  
(保有個人情報の提供先への通知)
- 第21条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記第27号様式)によるものとする。  
(利用停止請求書等)
- 第22条 条例第8条の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 利用停止請求者の連絡先
  - (2) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあつては、当該本人の状況(未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別及び当該本人が未成年者の場合にあつては、本人の生年月日)、氏名、住所又は居所及び連絡先
- 2 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記第28号様式)によるものとする。
  - 3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。
  - 4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、別記第29号様式によるものとする。  
(利用停止請求に係る補正の求め)
- 第23条 法第99条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報利用停止請求補正通知書(別記第30号様式)によるものとする。  
(利用停止決定等の通知)
- 第24条 法第101条第1項の規定による保有個人情報の利用を停止する旨の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
- (1) 保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記第31号様式)



(2) 保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報部分利用停止決定通知書（別記第32号様式）  
 2 法第101条第2項の規定による保有個人情報の利用を停止しない旨の通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記第33号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第25条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第34号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第26条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第35号様式）によるものとする。

（諮問をした旨の通知）

第27条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、審議会諮問通知書（別記第36号様式）によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
 （奈良市個人情報保護条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）
  - (2) 個人情報の保護の推進に係る出資法人及び特定個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則（平成14年奈良市規則第5号）
  - (3) 奈良市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年奈良市規則第73号）

別表（第14条関係）

行政文書の種別	写しの作成の方法	費用負担の額
文書又は図画	複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき10円
	複写機により複写したもの（多色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき30円
	複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
マイクロフィルム	印刷したものを複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき10円
写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻（120分）につき200円
	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分）につき300円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの（モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき10円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの（多色刷りでA3判までの用紙に限る。）	1枚につき30円
	光ディスク（CD-R700MB又はDVD-R4.7GB）に複写したもの	1枚につき100円
	上記以外の電磁的記録の媒体に複	作成に要する費用に相当する額

	写したもの	
--	-------	--

備考 用紙の両面に複写した文書、図面等については、片面を1枚として計算する。

別記

第1号様式(第3条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称	
開示請求等を受理する組織の所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	
令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

第2号様式(第4条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 市 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア 来庁による開示の実施 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 イ <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付
---

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (イ) 本人の氏名 _____  (ウ) 本人の住所又は居所 _____ 市 ( )
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

第3号様式 (第4条関係)

委 任 状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第4号様式 (第5条関係)

保有個人情報開示請求補正通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで提出のあった保有個人情報開示請求書については、次のとおり不備がありますので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第3項の規定に基づき、その補正を求めます。

補正を求める事項	
補正期限	年 月 日
添付書類	
備考	
所管課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 補正期限までに補正ができない場合は、当該請求を不開示とする場合があります。

第5号様式(第6条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の全部を開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報	
2 開示する保有個人情報の利用目的	
3 開示の実施の方法等	
(1) 開示の実施の方法等	
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期 間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日を除く。) 時 間： 場 所：	
(3) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第6号様式(第6条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の一部を開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報	
2 不開示とした部分とその理由	
3 開示する保有個人情報の利用目的	
4 開示の実施の方法等	
(1) 開示の実施の方法等	
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期 間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日を除く。) 時 間： 場 所：	
(3) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。



第7号様式(第6条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことと決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容等	
2 開示をしないこととした理由	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第8号様式 (第7条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容等	
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日 (延長後期間： 日)
延長の理由	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第9号様式(第8条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年奈良市条例第49号)第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容等	
決定期間満了日	年 月 日
請求のあった日から 44日以内に決定する 事項及びその決定期限	年 月 日
上記事項以外の事項 及びその決定期限	年 月 日
条例第5条の規定 を適用する理由	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第10号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容等	
開示請求者氏名等	
添付資料等	
備 考	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第11号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の内容等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第12号様式 (第10号様式)

意見照会書 (任意的意見聴取)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の内容等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第13号様式 (第10条関係)

意見照会書 (必要的意見聴取)

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の内容等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	<p>適用区分</p> <p><input type="checkbox"/>第1号</p> <p>（第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）に該当すると認められるとき。）</p> <p><input type="checkbox"/>第2号</p> <p>（第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を個人情報の保護に関する法律第80条の規定（個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。）により開示しようとするとき。）</p>

	(適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)



第14号様式(第10条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏 名 \_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所  
〒 \_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の内容等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	
所管課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

※連絡先については、本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

第15号様式(第10条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第16号様式 (第13条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 市 ( )

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日付： 年 月 日
文書番号：

2 求める開示の実施方法

□来庁による 開示の実施	□閲覧	□全部 □一部 ( )
	□写しの交付	□全部 □一部 ( )
	□その他 ( )	□全部 □一部 ( )
□郵送による写しの交付		□全部 □一部 ( )

3 開示の実施を希望する日（来庁による開示の実施を希望される場合にのみ記載してください。）

年 月 日 午前・午後

第17号様式 (第15条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 市 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付：年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者  本人  法定代理人  任意代理人

2 請求者本人確認書類  
 運転免許証  健康保険被保険者証  
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
 その他 ( )  
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  
 (ア) 本人の状況  未成年者 ( 年 月 日生)  成年被後見人  
 任意代理人委任者  
 (イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 (ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_ 市 ( ) \_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他 ( )

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。  
 請求資格確認書類  委任状  その他 ( )

第18号様式(第15条関係)

## 委任状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第19号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求補正通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで提出のあった保有個人情報訂正請求書については、次のとおり不備がありますので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第3項の規定に基づき、その補正を求めます。

補正を求める事項	
補正期限	年 月 日
添付書類	
備考	
所管課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 補正期限までに補正ができない場合は、当該請求を不訂正とする場合があります。

第20号様式(第17条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容等		
訂正する箇所		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
所管課	部 課	電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第21号様式(第17条関係)

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容等		
訂正する箇所		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
訂正しない箇所		
訂正しない理由		
所 管 課	部 課	電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。



第22号様式(第17条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容等	
訂正しない理由	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第23号様式(第18条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容等	
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日 (延長後期間: 日)
延長の理由	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第24号様式(第19条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容等	
個人情報の保護に関する法律第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第25号様式(第20条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容等	
訂正請求者氏名等	
添付資料等	
備 考	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第26号様式(第20条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第27号様式(第21条関係)

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容等		
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の 特定するための情報	氏名: 住所又は居所:	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正を実施した 年 月 日	年 月 日	
所 管 課	部 課	電話番号 (ダイヤルイン)

第28号様式 (第22条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 番 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付：年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容等
利用停止請求の趣旨及び理由	(停止を求める箇所) (趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (イ) 本人の氏名 _____  (ウ) 本人の住所又は居所 _____ 番 ( ) _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

第29号様式 (第22条関係)

委 任 状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。



第30号様式(第23条関係)

保有個人情報利用停止請求補正通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで提出のあった保有個人情報利用停止請求書については、次のとおり不備がありますので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第3項の規定に基づき、その補正を求めます。

補正を求める事項	
補正期限	年 月 日
添付書類	
備考	
所管課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 補正期限までに補正ができない場合は、当該請求を不停止とする場合があります。

第31号様式(第24条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容等	
利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
利用停止決定をする理由	
利用停止年月日	年 月 日
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第32号様式 (第24条関係)

保有個人情報部分利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容等	
利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
利用停止決定する理由	
利用停止しない箇所	
利用停止しない理由	
利用停止年月日	年 月 日
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第33号様式(第24条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を利用停止しないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容等	
利用停止しない理由	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第34号様式 (第25条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容等	
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日 (延長後期間： 日)
延長の理由	
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第35号様式(第26条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容等	
個人情報の保護に関する 法律第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等を する期限	年 月 日
所 管 課	部 課 電話番号 (ダイヤルイン)

第36号様式(第27条関係)

審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付に提起された審査請求について、次のとおり奈良市個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容等	
諮問をした年月日	年 月 日
備 考	
所 管 課	部 課

(令和5年3月27日揭示済)

奈良市行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第14号

奈良市行政文書管理規則の一部を改正する規則

奈良市行政文書管理規則（令和4年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第14条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条」に、「同条例第20条第1項又は第2項」を「同法第82条第1項又は第2項」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第15号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和27年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。





附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則別表第 2 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(令和 5 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市個人情報保護審議会規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第 16 号**

奈良市個人情報保護審議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年奈良市条例第 49 号）第 9 条第 6 項の規定に基づき、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(奈良市個人情報保護審議会規則の廃止)
- 2 奈良市個人情報保護審議会規則（平成 14 年奈良市規則第 4 号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年奈良市条例第 49 号）による廃止前の奈良市個人情報保護条例（平成 21 年奈良市条例第 51 号）第 43 条の規定により設置されている奈良市個人情報保護審議会の会長に、この規則による廃止前の奈良市個人情報保護審議会規則（平成 14 年奈良市規則第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により互選されている者は、この規則の施行の日において、第 2 条第 1 項の規定に基づく審議会の会長に互選された者とみなす。

(令和 5 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

**奈良市規則第17号**

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市男女共同参画センター条例施行規則（平成14年奈良市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「別記第2号様式」の次に「。以下「変更承認申請書」という。」を加え、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「(夜間、午後・夜間又は全日使用しようとする場合は、使用日前5日に当たる日)(その日が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日)」を削り、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第5条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「承認書」という。)を「承認書」という。)に承認印(別記第3号様式の2)を押して申請者に」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「及び別表に掲げる附属設備(以下「施設等」という。)」を削り、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用時間の延長)

第5条 センターの使用の承認を受けた者は、やむを得ない理由により、当該使用承認に係る使用時間を超えてセンターを使用しようとする場合は、変更承認申請書に既に交付を受けた承認書を添えてあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認した場合は、承認書に承認印を押して申請者に交付するものとする。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第7条の2を削る。

第8条第1項ただし書中「次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日」を「国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認めるときは、使用の日後1箇月に当たる日」に改め、同項各号を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項を次のように改める。

条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、条例第5条第1項第3号又は第4号に該当し、使用することができなくなった場合とし、その全額を還付するものとする。

第10条を第9条とする。

第11条中「市長」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条を削り、第14条を第12条とする。

別表を削る。

別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

奈良市男女共同参画センター使用承認申請書

(宛先) 指定管理者

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

次のとおり奈良市男女共同参画センターを使用したいので申請します。

使用目的							
使用する室		<input type="checkbox"/> 部分使用 <input type="checkbox"/> 独占使用					
使用年月日		年 月 日 ~ 年 月 日					
使用時間等	会議室	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
使用人数		_____ 人					
摘要							
使用料	会議室	_____ 円	使用承認印		領収印		
	合計	_____ 円					

※太線内のみ記入してください。

承認番号 第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日領収済

第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

奈良市男女共同参画センター使用変更承認申請書

(宛先) 指定管理者

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

次のとおり奈良市男女共同参画センターの使用変更承認を受けたいので申請します。

承 認	年 月 日	年 月 日	番号	第 号
	使用日時	年 月 日 午前・午後・夜間	使用 施設	
変 更	内 容	<input type="checkbox"/> 使用日の変更 <input type="checkbox"/> 使用時間の変更 <input type="checkbox"/> 使用時間1時間延長 <input type="checkbox"/> 使用する室の変更		
	理 由			
更 事 項	事 項	変 更 前	変 更 後	
使 用 料		既納使用料	変更後の使用料	差引(過納・不足)使用料
	会 議 室	円	円	円
変 更 前 使用承認年月日 及び承認番号		年 月 日	第 号	
変 更 後 使用承認年月日 及び承認番号		年 月 日	第 号	

使用承認印

領収印

第3号様式 (第3条、第5条-第8条関係)

第 号  
年 月 日

奈良市男女共同参画センター使用 (変更) 承認書

氏 名 様  
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住 所

電 話

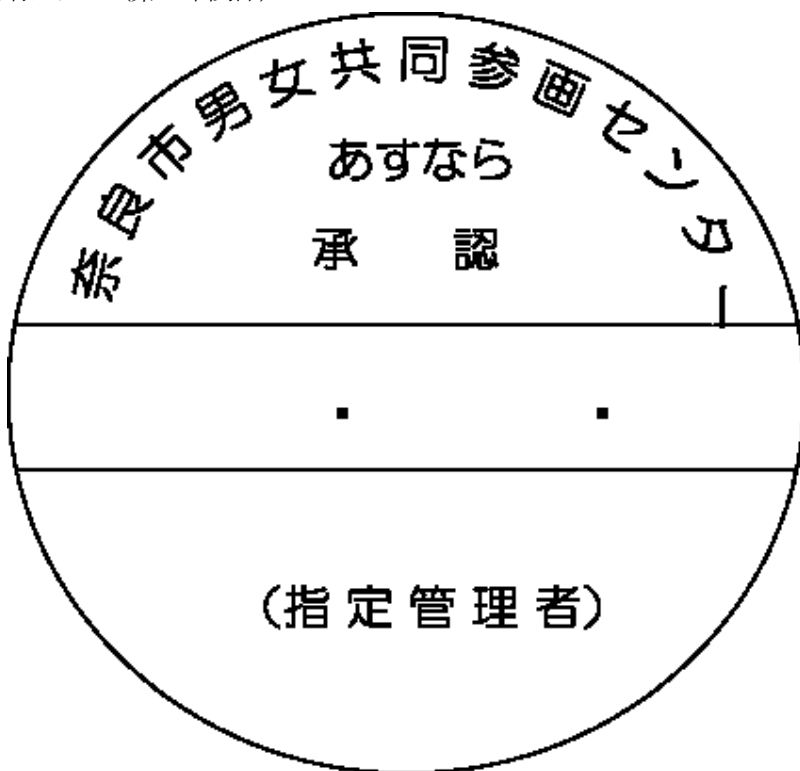
指定管理者

年 月 日付けで申請のあった奈良市男女共同参画センターの使用については、次のとおり使用 (変更使用) を承認します。

使用目的							
使用する室		<input type="checkbox"/> 部分使用 <input type="checkbox"/> 独占使用					
使用年月日		年 月 日		~		年 月 日	
使用時間等	会議室	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
変更		<input type="checkbox"/> 使用日の変更		<input type="checkbox"/> 使用時間の変更		<input type="checkbox"/> 使用時間1時間変更	
使用人数		人					
摘要							
使用料	会議室	円		使用承認印		領収印	
	合計	円					

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第3条関係）



別記第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

奈良市男女共同参画センター使用取消届

(宛先) 指定管理者

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

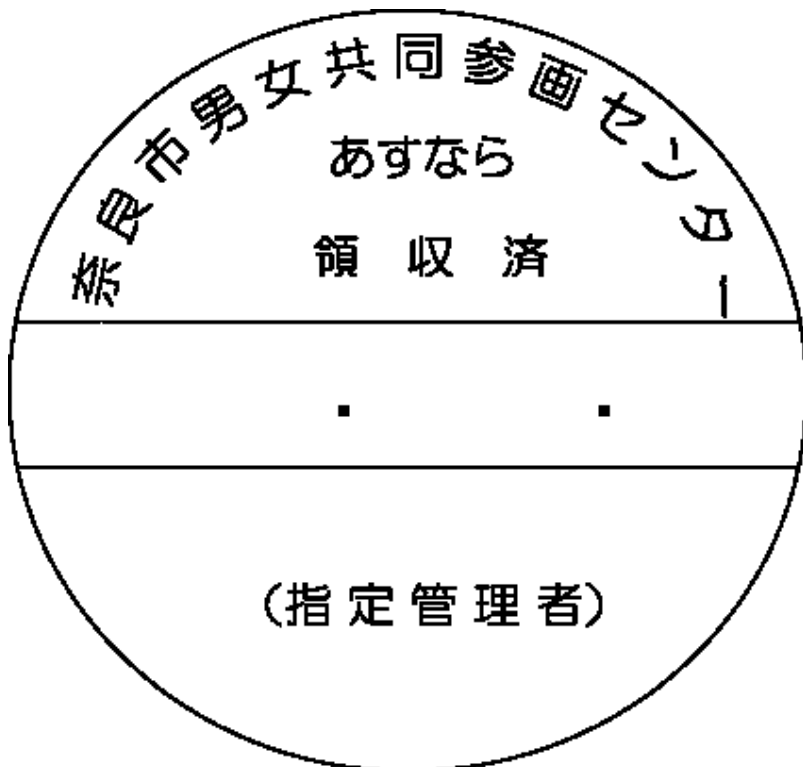
年 月 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号で承認のあった奈良市男女共同参画センターの使用について、次のとおり取り消したいので届け出ます。

使用をとりやめる室							
使用年月日		年 月 日		~		年 月 日	
使用時間等	会議室	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
取消理由							
備考							

使用承認印



第5号様式(第7条関係)



別記第6号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第7号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

別記第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第8号様式 (第9条関係)

年 月 日

奈良市男女共同参画センター使用料還付申請書

(宛先) 奈良市長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

次のとおり、奈良市男女共同参画センターの使用料の還付を申請します。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用をとりやめた室			
還付申請内容	使用日	使用時間区分	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	
既納額	円	還付申請額	円
還付申請の理由	<input type="checkbox"/> 気象警報令に伴い、使用を中止したため <input type="checkbox"/> 使用室の空調機故障等により、使用できなかったため <input type="checkbox"/> その他 ( )		

※奈良市男女共同参画センター使用(変更)承認書を添付してください。

【受取方法】 いずれかの番号に○をつけてください

1. 口座振込による受取 ※下の還付金振込先をご記入ください。
2. 現金による受取

【還付金振込先】

銀行コード		支店番号 (ゆうちょ銀行の場合は店番)	
金融機関名	銀行 農協・信金 信組・労金	支店名	本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

第9号様式 (第9条関係)

第 年 月 日 号

奈良市男女共同参画センター使用料還付決定通知書

氏 名 様  
(団体の場合はその名称及び代表者氏名)

住 所

電 話

奈良市長 印

奈良市男女共同参画センターの使用料の還付については、次のとおり決定しました。

承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
使用をとりやめた室			
還付申請内容	使用日	使用時間区分	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日	
既納額	円	還付申請額	円
還付申請の理由	<input type="checkbox"/> 気象警報令に伴い、使用を中止したため <input type="checkbox"/> 使用室の空調機故障等により、使用できなかったため <input type="checkbox"/> その他 ( )		
決定内容 <input type="checkbox"/> 奈良市男女共同参画センター条例第8条本文の規定により還付しません。 <input type="checkbox"/> 奈良市男女共同参画センター条例第8条ただし書きの規定を適用し、使用料の円を還付します。			
還付決定額		円	

通知第 号
年 月 日

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市男女共同参画センター条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年3月31日掲示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総合政策部の部秘書広報課の項中「シティプロモーション係」を「シティプロモーション係 移住定住促進係」に改め、同部総合政策課の項中「企画政策係」を「企画政策係 学生のまち支援係」に改め、同部中

人事課	人事係 人材育成係 給与係 福利厚生係 会計年度任用職員係	を
-----	----------------------------------	---

人事課	組織管理係 人事総務係 給与係 福利厚生係 会計年度任用職員係	に改め、同部情報政策課の項中「情報政策課」を「DX推進課」に、
人材育成室		

「システム基盤推進係」を「システム基盤推進係 DX推進係」に改め、同部デジタル推進室の項を削り、同表健康医療部の部医療政策課の項中「新型コロナウイルス対策係」を「医療事業係」に改め、同表新型コロナウイルスワクチン接種推進課の項を次のように改める。

新型コロナウイルス ワクチン接種推進課	
------------------------	--

第2条の表環境部の部リサイクル推進課の項を削り、同表収集課の項中「作業第四係 作業第五係」を「作業第四係」に改め、同表まち美化推進課の項中「管理係」を「総務係」に、「ごみ電話受付係」を「ごみ電話受付係 循環型社会推進係」に改め、同表環境政策課の「環境事業経営係」を「環境事業経営係 ゼロカーボンシティ推進係」に改め、同表都市整備部の部中

JR新駅周辺整備推進課		を
JR奈良駅周辺整備事務所		
西大寺駅周辺整備事務所		

新駅まちづくり推進課		に改める。
駅周辺整備事務所	整備第一係 整備第二係	

第4条に次のように加える。

## 移住定住促進係

- (1) 移住・定住に係る施策及び各種事業に関すること。
- (2) 移住・定住に係る市のPRに関すること。
- (3) 移住・定住相談に関すること。

第5条に次のように加える。

## 学生のまち支援係

- (1) 産地学官連携に関すること。
- (2) 学生の支援に関すること。

第6条人事係の部分及び人材育成係の部分の部分を次のように改める。

## 組織管理係

- (1) 職員採用に関すること。
- (2) 職員の昇任・昇格に関すること。
- (3) 組織管理及び事務分掌に関すること。
- (4) 職員の定数及び定員に関すること。

## 人事総務係

- (1) 人事制度に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 職員の配置に関すること。
- (3) 職員の任免、分限、賞罰、服務その他勤務条件に関すること。
- (4) 職員団体に関すること。
- (5) 庶務事務システムに関すること。

第6条福利厚生係の部分の第7号を次のように改める。

- (7) 課の庶務に関すること。

第6条に次の1項を加える。

## 2 人事課人材育成室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 人材の育成に関すること。
- (2) 職員の研修の実施及び自己啓発の支援に関すること。
- (3) 人事評価制度に関すること。
- (4) 事務改善の企画、指導その他事務能率に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第7条（見出しを含む。）中「情報政策課の」を「DX推進課の」に改め、同条第1項に次のように加える。

## DX推進係

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた調査、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 情報システム最適化及び自治体情報システムの標準化に関すること。
- (3) 最新技術の活用による行政サービスの向上に関すること。
- (4) デジタル行政システムの研究開発に関すること。
- (5) ビッグデータ・オープンデータに関すること。

第7条第2項を削る。

第8条情報公開係の部分の第4号中「奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、「基づく個人情報」の次に「(特定個人情報を含む。)」を加え、同部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同部分の第8号中「及び特定個人情報ファイル簿」を削り、同号を同部分の第7号とし、同部分中第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第25条地域自治・協働推進係の部分中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第28条第1項総務係の部分の第1号中「人権施策の総合的な」を「人権施策及び共生社会施策の」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同部分の第10号中「人権文化センター」を「犯罪被害者等支援」に改め、同号を同部分の第7号とし、同部分の第11号中「自動車駐車場等」を「人権文化センター」に改め、同号を同部分の第8号とし、同部分中第12号から第15号までを削り、同部分の第16号中「犯罪被害者等支援」を「自動車駐車場等」に改め、同号を同部分の第9号とし、同部分中第17号を第10号とし、同項人権啓発係の部分の部分を次のように改め

る。

#### 人権啓発係

- (1) 人権意識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 人権施策及び共生社会施策に関する調査研究及び情報の収集・提供に関すること。
- (3) 人権教育に関すること（学校における人権教育を除く。）。
- (4) 人権学習相談及び学習支援に関すること。

第28条第2項中第9号中「の事業の企画」を削り、同項第10号を削る。

第35条の3 給付保育料係の部分の第4号中「等の利用料」を「の利用料等」に改め、同部分の第7号中「子ども・子育て支援業務管理システム」を「子ども・子育て支援システム」に改め、同条民間施設係の部分の第6号中「民間地域型保育事業」を「民間地域型保育事業等」に改め、同部分の第10号中「地域型保育事業」を「民間地域型保育事業等」に改め、同部分の第11号中「民間地域型保育事業」を「民間地域型保育事業等」に改める。

第36条ひとり親家庭支援係の部分に次の2号を加える。

- (8) 子どもの貧困対策に関すること
- (9) 子どもの福祉に関すること。

第36条の4 医療政策係の部分の第9号から第11号までを次のように改める。

- (9) 新型コロナウイルス対策本部会議に関すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び発信に関すること。
- (11) その他新型コロナウイルス感染症対策に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第36条の4 医療政策係の部分中第12号から第18号までを削り、第19号を第12号とし、同条新型コロナウイルス対策係の部分の部分を次のように改める。

#### 医療事業係

- (1) 病院事業の企画及び経営に関すること。
- (2) 病院事業会計に関すること。
- (3) 病院事業会計の一時借入金その他資金計画及び地方債に関すること。
- (4) 病院事業の資産管理に関すること。
- (5) 市立奈良病院運営市民会議に関すること。
- (6) 市立診療所及び応急診療所に関すること。
- (7) 市立看護専門学校に関すること。
- (8) 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の運営に係る医師会等関係団体との連絡調整に関すること。
- (9) 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の施設及び設備の整備に関すること。
- (10) 総合医療検査センターに関すること。

第36条の6を次のように改める。

（新型コロナウイルスワクチン接種推進課の事務）

第36条の6 新型コロナウイルスワクチン接種推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る計画の策定に関すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る案内通知の発送業務等に関すること。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用に関すること。
- (4) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る広報に関すること。
- (5) 新型コロナウイルスワクチンの個別医療機関接種に係る管理及び連絡調整に関すること。
- (6) 新型コロナウイルスワクチンの施設巡回接種に係る管理及び連絡調整に関すること。
- (7) 新型コロナウイルスワクチンの市運営接種会場の整備に関すること。
- (8) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係るコールセンター業務及び予約管理システムの運用に関すること。
- (9) その他新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

第37条総務係の部分中第14号を第19号とし、第13号の次に次の5号を加える。

- (14) 再生資源の収集及び運搬業務の委託に関すること。
- (15) 再生資源の分別に係る啓発及び指導に関すること。
- (16) 再生資源の集積場所の設置に係る調整及び指導に関すること。

(17)所管に係る施設及び機器の維持管理に関すること。

(18)回収した再生資源の処分に関すること。

第38条を次のように改める。

#### 第38条 削除

第39条第1項中「作業第四係  
作業第五係」を「作業第四係」に改め、同条第2項中「、作業第四係及び作業第五係」を「及び作業第四係」に改める。

第40条管理係の部分中「管理係」を「総務係」に改め、同条町内清掃係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条ごみ電話受付係の部分の第1号中「電話受付業務」を「受付業務」に改め、同条に次のように加える。

#### 循環型社会推進係

- (1) 給食残さ及び草木類によるたい肥の生成に関すること。
- (2) 生成されたたい肥の利活用に関すること。
- (3) 循環型社会の実現に向けた事業の推進に関すること。

第42条の2環境政策係の部分中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第14号までを3号ずつ繰り上げ、同条に次のように加える。

#### ゼロカーボンシティ推進係

- (1) 温暖化対策事業の推進に関すること。
- (2) 環境教育の推進に関すること。
- (3) エネルギーに係る施策の企画、調整及び調査に関すること。
- (4) 再生可能エネルギーの導入促進に関すること。
- (5) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく推進体制及び報告に関すること。

第44条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第45条創業支援係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条企業誘致係の部分に次の1号を加える。

- (3) 産学官連携に関すること。

第46条ブランド推進係の部分中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 環境保全型農業に関すること。

第46条農林経営係の部分中第21号を第23号とし、第11号から第20号までを2号ずつ繰り上げ、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 奈良市鳥獣被害防止対策協議会の事務局に関すること。
- (12) 奈良市鹿害対策協議会の事務局に関すること。

第46条農林経営係の部分に次の1号を加える。

- (24) 新規就農者の誘致に関すること。

第47条の3中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 通学路の安全確保に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第47条の4（見出しを含む。）中「JR新駅周辺整備推進課」を「新駅まちづくり推進課」に改める。

第48条を次のように改める。

#### （駅周辺整備事務所の事務）

第48条 駅周辺整備事務所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

#### 整備第一係

- (1) JR奈良駅南特定土地区画整理事業及び近鉄西大寺駅南土地区画整理事業（以下この条において「土地区画整理事業」という。）の補助申請及び執行事務手続に関すること。
- (2) 土地区画整理事業に係る土地区画整理審議会及び評価員に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に係る換地計画及び換地処分に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に係る権利及び資産の調整に関すること。
- (5) 土地区画整理事業に係る保留地の処分に関すること。

- (6) 土地区画整理事業に係る清算金の徴収及び交付に関する事。
- (7) 土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条に基づく許可申請に関する事。
- (8) 都市計画道路西大寺東線の補助申請及び執行事務手続に関する事。
- (9) 都市計画道路西大寺東線の用地補償に関する事。
- (10) 事務所の庶務に関する事。

整備第二係

- (1) 土地区画整理事業の補助申請に関する事。
- (2) 土地区画整理事業の企画、調査、測量、設計、施行及び指導監督に関する事。
- (3) 近鉄西大寺駅北地区の整備に関する事。
- (4) 都市計画道路西大寺一条線及び都市計画道路西大寺東線の設計、施行及び指導監督に関する事。

第49条を次のように改める。

第49条 削除

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(奈良市情報化推進に関する規則の一部改正)
- 2 奈良市情報化推進に関する規則(平成22年奈良市規則第85号)の一部を次のように改正する。  
第11条中「情報政策課」を「DX推進課」に改める。  
(大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地区画整理審議会会議規則の一部改正)
- 3 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)土地区画整理審議会会議規則(昭和61年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。  
第12条第1号中「西大寺駅周辺整備事務所」を「駅周辺整備事務所」に改め、同条第2号中「JR奈良駅周辺整備事務所」を「駅周辺整備事務所」に改める。  
(奈良市職員の退職管理に関する規則の一部改正)
- 4 奈良市職員の退職管理に関する規則(平成28年奈良市規則第38号)の一部を次のように改正する。  
第13条第1号中「参事」の次に「、CIO補佐官」を加え、「JR奈良駅周辺整備事務所長、西大寺駅周辺整備事務所長」を「駅周辺整備事務所長」に改め、同条第8号中「、防災センター所長」を削る。  
(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)
- 5 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の5級の項中「4 デジタル推進室長の職務」を「4 人材育成室長の職務」に改め、同表の6級の項中  
「11 防災センター所長の職務  
12 指揮救助隊長の職務  
13 中央図書館長の職務  
14 高等学校事務室事務長の職務  
15 農業委員会事務局長の職務」  
を  
「11 指揮救助隊長の職務  
12 中央図書館長の職務  
13 高等学校事務室事務長の職務  
14 農業委員会事務局長の職務」  
に改め、同表の8級の項を次のように改める。

8級	1 東部振興監の職務 2 センター次長の職務 3 保健所長の職務 4 会計管理者の職務 5 消防長及び消防局の次長の職務 6 教育センター所長の職務 7 選挙管理委員会事務局長の職務
----	---



- 8 監査委員事務局長の職務
- 9 議会事務局次長の職務
- 10 部長及び理事の職務

別表第1の9級の項中「3 相当の経験を有する危機管理監の職務」を「3 危機管理監の職務」に改める。  
(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

6 奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「都祁行政センター地域振興課、農政課」を「農政課、」に改め、「限る。）」の次に「並びに月ヶ瀬行政センター地域振興課、都祁行政センター地域振興課及び東部出張所(道路等の軽易な維持管理等の業務に従事する場合に限る。）」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

7 給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第23条、第23条の6関係)

ア		イ	ウ	エ
職員		管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額(週休日等)	管理職員特別勤務手当の額(週休日等以外の日)
市長の事務部局	部長級	104,200円	12,000円	6,000円
	次長級	85,700円	10,000円	5,000円
	課長級	74,800円	8,000円	4,000円
	主幹級	62,200円	6,000円	3,000円
	課長補佐級	50,500円	4,000円	2,000円
消防	部長級	104,200円	12,000円	6,000円
	次長級	85,700円	10,000円	5,000円
	課長級	74,800円	8,000円	4,000円
	主幹級	62,200円	6,000円	3,000円
	課長補佐級	50,500円	4,000円	2,000円
教育委員会の事務部局	部長級	104,200円	12,000円	6,000円
	次長級	85,700円	10,000円	5,000円
	課長級	74,800円	8,000円	4,000円
	主幹級	62,200円	6,000円	3,000円
	課長補佐級	50,500円	4,000円	2,000円
学校その他の教育機関	次長級	85,700円	10,000円	5,000円
	課長級	74,800円	8,000円	4,000円
	主幹級	62,200円	6,000円	3,000円
	課長補佐級	50,500円	4,000円	2,000円
選挙管理委員会の事務部局	次長級	85,700円	10,000円	5,000円
	課長補佐級	50,500円	4,000円	2,000円
監査委員の事務部局	次長級	85,700円	10,000円	5,000円
	課長級	74,800円	8,000円	4,000円
	課長補佐級	50,500円	4,000円	2,000円
農業委員会の事務部局	課長級	74,800円	8,000円	4,000円
	課長補佐級	50,500円	4,000円	2,000円
議会の事務部局	部長級	104,200円	12,000円	6,000円
	次長級	85,700円	10,000円	5,000円
	課長級	74,800円	8,000円	4,000円

課長補佐級

50,500円

4,000円

2,000円

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第19号**

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則

奈良市役所連絡所設置規則(昭和52年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条を次のように改める。

(開所日)

第4条 連絡所の開所日は、次のとおりとする。

- (1) 東寺林連絡所 月曜日から金曜日まで
- (2) 大安寺連絡所及び精華連絡所 水曜日及び金曜日
- (3) 東市連絡所、辰市連絡所及び帯解連絡所 火曜日及び木曜日

2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは開所しない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(開所時間)

第4条 連絡所の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 東寺林連絡所 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 東寺林連絡所以外の連絡所 午前9時30分から午後4時15分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

別表奈良市明治連絡所の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市プロポーザル審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第20号**

奈良市プロポーザル審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市プロポーザル審査委員会規則(平成27年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市が発注する委託業務等について」を「本市における随意契約の締結に当たり」、「事業者からその業務実施」を「相手方からその契約」に、「事業者を」を「相手方を」に、「事業者の選定を行う委託業務等」を「選定した相手方と締結する契約」に、「実施業務」を「当該契約」に改める。

第4条及び第8条中「事業者」を「相手方」に改める。

第11条中「実施業務の発注を行う」を「当該契約を所管する」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第21号**

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表防災センター事務専用市長印の項を削り、同表ひな形の11の18を次のように改める。

11の18

削除

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第22号**

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第8中	「	26	を	「	25	に改める。
	26	26				
	27	26				
	27	26				
	28	27				
	28	27				
	29	27				
	29	28				
	30	28				
	30	28				
	31	29				
	31	29				
	32	30				
	32	30				
	33	31				
	33	31				
	34	32				
	34	32				
	35	33				
	35	33				
36	34					
36	34					
37	35					
37	35					

38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1表を加える改正規定中	「	58	」	を	「	59	」	に改める。
	60	62						
	62	65						
	64	68						
	66	70						
	68	72						
	70	74						
	72	76						
	74	78						
	76	80						
	78	82						
	80	84						
	82	86						
	84	88						
	86	90						
	88	92						
90	93							
92	93							

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第8の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
(昇格時号給対応表の改正に関する経過措置)
- 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、昇格によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第8の規定による号給が、第1条の規定による改正前の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第8の規定による号給に達しない職員、当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とする。
- この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、昇格によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号給に

については、なお従前の例による。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に際し必要な事項は、市長が定める。

(令和5年3月31日掲示済)

地方公務員法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第23号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市職員の任用に関する規則(昭和43年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第4号中「第28条の4第1項及び第28条の5第1項に規定する再任用」を「第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務」に改める。

第18条第1項第2号中「地方公務員法第28条の4第1項」を「地方公務員法第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(暫定再任用職員に関する特例)

3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、第15条第4号及び第18条第1項第2号の規定を適用する。この場合において、第15条第4号中「地方公務員法第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務の職」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項に規定する暫定再任用の職」とし、第18条第1項第2号中「地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用の場合」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用の場合」とする。

(奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和2年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第28条の5第1項に規定する」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成24年奈良市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第11条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項及び第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の3第1号及び第2号、第12条、第13条第1項並びに第23条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の2項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

7 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第9条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則の規定を適用する。

(暫定再任用職員に関する特例)

8 改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第11条の2第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則の規定を適用する。

別表第2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年奈良市規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第28条の5第1項に規定する」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第6条 奈良市職員の育児休業等に関する規則(平成4年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の2(見出しを含む。)中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

第11条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(奈良市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第7条 奈良市職員の退職管理に関する規則(平成28年奈良市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「法第28条の4第1項の規定により採用される職員、」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(暫定再任用職員に関する特例)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は臨時的に任用される職員及び非常勤職員とみなして、この規則による改正後の奈良市職員の退職管理に関する規則(平成28年奈良市規則第38号。以下「新規則」という。)第22条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「臨時的に任用される職員及び非常勤職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用される職員、臨時的に任用される職員及び非常勤職員」とする。

3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第22条の規定の適用については、なお従前の例による。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第8条 給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第7条の2」を「第7条第9項」に改める。

第23条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第36条第2項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正)

第9条 奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和2年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号及び第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第10条 奈良市職員の通勤手当に関する規則(平成16年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

第11条 奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項に規定する」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

附則に次の1項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

- 4 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この規則の規定を適用する。

(奈良市病院事業会計規則の一部改正)

第12条 奈良市病院事業会計規則(平成16年奈良市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「再任用職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び同法」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(暫定再任用職員に関する特例)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第3条第4項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この規則の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(管理職手当の経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)に対する第8条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則第23条に規定する管理職手当の支給については、同条ただし書き中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用短時間勤務職員」とする。

(令和5年3月31日掲示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第24号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、男女共同参画室」及び「、地籍調査室」を削る。

第23条第1項第2号イに次のように加える。

(タ) 児童福祉法第27条第1項第3号又は同条第2項の規定による児童福祉施設入所等の措置、同法第33条の規定による一時保護及び同法第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施に要する経費

(チ) 児童福祉法に基づく障害児入所支援に要する経費

別表第1 総務課の項を次のように改める。

総務課	課長を除く課員 (保健所・教育総合センター管理室)	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納 3 所管に係る図書の売却代金の収納
-----	------------------------------	---

	に属する職員を除く。)	
--	-------------	--

別表第1保健所・教育総合センター管理室の項中「室長、主任及び係員」を「室長を除く室に属する職員」に改め、同表契約課の項中「主任及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表資産管理課の項を次のように改める。

資産管理課	課長を除く課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る使用料及び手数料の収納</li> <li>2 入札保証金及び契約保証金の出納</li> <li>3 普通財産貸付料の収納</li> </ol>
-------	---------	---

別表第1連絡所の項中「所長及び係員」を「所長、主任及び係員」に改め、同表共生社会推進課の項を次のように改める。

共生社会推進課	課長を除く課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る実費徴収金の収納</li> <li>2 所管に係る事業収入の収納</li> </ol>
---------	---------	---

別表第1男女共同参画室の項を削り、同表福祉政策課の項中「企画政策係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表障がい福祉課の項を次のように改める。

障がい福祉課	課長を除く課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害者に対する行政措置に係る措置費自己負担金の収納</li> <li>2 知的障害者援護施設入所措置に係る措置費自己負担金の収納</li> <li>3 みどりの家歯科診療所に係る使用料の収納</li> <li>4 所管に係る実費徴収金の収納</li> <li>5 身体障害者福祉資金貸付回収金の収納</li> </ol>
--------	---------	---

別表第1幼稚園の項中「主任」を「副園長」に改め、同表子ども育成課の項中「ひとり親家庭支援係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表廃棄物対策課の項を次のように改める。

廃棄物対策課	課長を除く課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管に係る使用料及び手数料の収納</li> <li>2 所管に係る実費徴収金の収納</li> <li>3 再利用製品の売却収入の収納</li> <li>4 生活環境の保全上の支障の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納</li> <li>5 回収した再生資源の処分代金の収納</li> </ol>
--------	---------	--

別表第1リサイクル推進課の項を削り、同表収集課の項中「総務係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表土地改良清美事務所の項中「総務係長及び係員」を「所長を除く所員」に改め、同表産業政策課の項中

「2 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納

3 中小企業貸付回収金の収納 を「2 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納」に改め、同

4 同和地区中小企業開業資金貸付回収金の収納」

表農政課の項中「ブランド推進係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表 JR 奈良駅周辺整備事務所の項を次のように改める。

駅周辺整備事務所	所長を除く所員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札保証金及び契約保証金の出納</li> <li>2 抽せん保証金及び敷金の収納</li> <li>3 所管に係る保留地の処分金の収納</li> <li>4 所管に係る清算金の収納</li> </ol>
----------	---------	--

別表第1西大寺駅周辺整備事務所の項を削り、同表公園緑地課の項中「公園管理係長及び係員」を「課長を除く課



員」に改め、同表建築指導課の項を次のように改める。

建築指導課	課長を除く課員	所管に係る手数料の収納
-------	---------	-------------

別表第1 土木管理課の項を次のように改める。

土木管理課	課長を除く課員	1 所管に係る手数料の収納 2 地境明示に係る図面等の複写料の収納 3 道路、準用河川及び法定外公共物の占用料の収納
-------	---------	--

別表第1 文化財課の項中「総務係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表埋蔵文化財調査センターの項中「主任及び係員」を「所長を除く所員」に改め、同表図書館の項中「西部図書館長及び北部図書館長並びに主任及び係員」を「中央図書館長を除く館員」に改め、同表一条高等学校事務室の項中「主任及び係員」を「事務長を除く室に属する職員」に改め、同表議会事務局議会総務課の項中「総務係長及び係員」を「課長を除く課員」に改める。

別表第2 総務課長の項の次に次のように加える。

保健所・教育総合センター管理室長	所管に係る使用料の収納
------------------	-------------

別表第2 共生社会推進課長の項を次のように改める。

共生社会推進課長	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 所管に係る事業収入の収納
----------	-----------------------------------

別表第2 男女共同参画室長の項を削る。

別表第2 新型コロナウイルスワクチン接種推進課長の項の次に次のように加える。

母子保健課長	所管に係る実費徴収金の収納
--------	---------------

別表第2 廃棄物対策課長の項を次のように改める。

廃棄物対策課長	1 所管に係る使用料及び手数料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納 3 再利用製品の売却収入の収納 4 生活環境の保全上の支障の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納 5 回収した再生資源の処分代金の収納
---------	--

別表第2 産業政策課長の項中

「2 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納

3 中小企業貸付回収金の収納 を「2 適正計量管理事業所指定検査手数料の収納」に改め、同

4 同和地区中小企業開業資金貸付回収金の収納」

表 JR 奈良駅周辺整備事務所長の項を次のように改める。

駅周辺整備事務所長	1 入札保証金及び契約保証金の出納 2 抽せん保証金及び敷金の出納 3 所管に係る保留地の処分金の収納 4 所管に係る清算金の収納
-----------	--

別表第2 西大寺駅周辺整備事務所長の項を削る。

別表第2 建築指導課長の項中

「1 所管に係る手数料の収納 を「所管に係る手数料の収納」に改める。

2 建築計画概要書等の複写料の収納」



令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第25号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項及び第9項を削り、同表備考第10項中「第8項の規定にかかわらず、」を削り、「いる場合において」を「いる場合における」に改め、「階層区分C1、D0-1、D1-1及びD2-1に該当する世帯の」を削り、同項を同表備考第7項とし、同表備考第11項を同表備考第8項とする。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第26号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（奈良市立こども園の管理運営に関する規則の一部改正）

第1条 奈良市立こども園の管理運営に関する規則（平成27年奈良市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

（奈良市延長保育の実施に関する規則の一部改正）

第2条 奈良市延長保育の実施に関する規則（平成27年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第6号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

（奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部改正）

第3条 奈良市一時預かりの実施に関する規則（平成27年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

（奈良市児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1号イ(イ)中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第27号

奈良市納骨堂条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市納骨堂条例施行規則（昭和43年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

### 奈良市規則第28号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。  
別記第20号様式（その1）中「、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則別記第20号様式（その1）の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

### 奈良市規則第29号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年奈良市規則第53号）の一部を次のように改正する。  
第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号の次に次の3号を加える。

(4) 市税及び条例第15条の一般廃棄物処理手数料並びにそれらの延滞金に滞納がないこと。

(5) 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の積替保管の許可を受けずに、積替保管を行う者でないこと。

(6) 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、条例及びこの規則の規定を遵守し、事業を実施する者であること。

第9条の4第1項を次のように改める。

市長は、法第7条の3又は第7条の4の規定により一般廃棄物処理業の取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（別記第13号様式）又は業務停止命令書（別記第13号様式の2）により行うものとする。

第9条の4第2項中「前項又は」及び「一般廃棄物処理業若しくは」を削り、「第13号様式」を「第14号様式」に、「第14号様式」を「第14号様式の2」に改める。

第13条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第32条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）」を「施行令」に改める。

別記第10号様式中「3 その他必要な事項」を

「 3 その他必要な事項

に改める。

（注）余白にこの処分に不服がある場合における不服申し立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第13号様式中「奈良市達」を削り、  
「一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業」を「一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業」に、「  
浄化槽清掃業」

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条の4を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式の2(第9条の4関係)

業 務 停 止 命 令 書

第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付け奈良市指令 第 号で許可した一般廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物処分業

は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3の規定により、次のとおり業務の停止を命じます。

年 月 日

奈良市長

印

1 停止を命じる事項

2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止を命ずる理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式(第9条の4関係)

許 可 取 消 書

第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付け奈良市指令 第 号で許可した浄化槽清掃業  
は、浄化槽法第41条第2項の規定により、次の理由でその許可を取り消します。

年 月 日

奈良市長

印

1 取消しの理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示  
を記載する。

別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式の2（第9条の4関係）

業 務 停 止 命 令 書

第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付け奈良市指令 第 号で許可した浄化槽清掃業は、  
浄化槽法第41条第2項の規定により、次のとおり業務の停止を命じます。

年 月 日

奈良市長

印

1 停止を命じる事項

2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止を命ずる理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示  
を記載する。



別記第16号様式中「金属製」を「金属製等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市ポイ捨て防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

### 奈良市規則第30号

奈良市ポイ捨て防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ポイ捨て防止に関する条例施行規則（平成6年奈良市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条」を「第10条」に改める。

第3条中「第12条」を「第16条」に改める。

別記様式中「奈良市ポイ捨て防止に関する条例第12条の規定による証明書」を「奈良市ポイ捨て防止に関する条例第16条の規定による証明書」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

### 奈良市規則第31号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) スケートボードパーク 別記第5号様式の4

第2条第2項第1号中「又は陸上競技場」を「陸上競技場又はスケートボードパーク」に改める。

第3条第2項第1号中「別記第7号様式の2」の次に「、スケートボードパークについては別記第7号様式の3」を加える。

別記第5号様式の3の次に次の1様式を加える。

第5号様式の4 (第2条関係)

体育施設使用承認申請書

(スケートボードパーク用)

(宛先) 指定管理者  申請者 住所 氏名 (電話 ) 団体名 (チーム名) 使用責任者氏名	No. _____ 年 月 日						
次のとおり スケートボードパークを使用したいので申請します。							
1 使用の日時	年 月 日 ( 曜日) 時から 年 月 日 ( 曜日) 時まで 日間						
準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時				
2 使用の目的							
3 入場予定者	総 数	男	女	小	中	高	一 般
※ 使 用 料	円						
※ 承認条件	利用の際は、施設管理者の指示に従い、利用規約等を守ること。					承認印	

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

別記第 7 号様式の 2 の次に次の 1 様式を加える。

第 7 号様式の 3 (第 3 条関係)

(スケートボードパーク用)

□□ 使 用 副 券 円 体 育 施 設 名	No. 切 り 取 り 線	□□ 使 用 券 円 1 日 限 り 体 育 施 設 名
---------------------------------	------------------------------	--

(注) 裏面に注意事項を記載する。

附 則

この規則は、奈良市体育施設条例の一部を改正する条例（令和 5 年奈良市条例第 13 号）附則に規定する規則で定める日から施行する。

(令和 5 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第 32 号**

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(開場時間及び休場日)

第 2 条 駐車場の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認める場合は、開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

開場時間	午前 5 時から翌日午前 0 時 30 分（奈良市中筋自転車駐車場については翌日午前 0 時 45 分）まで。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については終日。
休場日	1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 31 日。ただし、奈良市高の原第四自転車駐車場については、なし。

第 3 条第 1 項及び第 4 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 5 項中「5 日」を「4 日」に改める。

第 4 条第 2 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条中「指定管理者」を「市長」に改める。

附則第 3 項から第 6 項までを削る。

別記第 1 号様式中「(あて先) 指定管理者」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第 4 号様式中「及び指定管理者」を削る。

別記第 7 号様式中「(あて先) 指定管理者」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に指定管理者が行った定期利用の承認及び指定管理者に対して行われた当該利用承認の申

- 請は、同日以後においては、市長が行った定期利用の承認及び市長に対して行われた当該利用承認の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に指定管理者が行った駐車場の定期駐車券等の再交付及び指定管理者に対して行われた当該再交付の申請は、同日以後においては、市長が行った駐車場の定期駐車券等の再交付及び市長に対して行われた当該再交付の申請とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市自転車駐車場条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市防災センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第33号

奈良市防災センター条例施行規則を廃止する規則  
奈良市防災センター条例施行規則（平成7年奈良市規則第43号）は、廃止する。  
附則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第34号

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則  
奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。  
第2条の見出し中「、センター」を削り、同条第1項中「、センター」及び「防災センター」を削る。  
第3条第2項を削る。  
第8条第5項中「センターに所長、」を削り、同条第11項中「、防災センター所長」を削る。  
第9条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。  
附則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第35号

奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部を改正する規則  
奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則（昭和44年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。  
別表消防司令長の項職務の内容の欄中「、防災センター所長」を削る。  
附則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第36号

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防団の組織等に関する規則（平成12年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地域支援消防分団」を「、地域支援消防分団及び情報収集部隊」に、「次項において」を「以下」に改める。

第5条第1項中「並びに第8条に規定する方面隊長」を「、方面隊長」に改め、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、あらかじめ団長が定める順序に従い、方面隊長がその職務を代理する。ただし、団員の任免については、団長の死亡、罷免、退職又は心身の故障によって職務を行うことができない場合に限る。

4 方面隊長の階級は副団長とし、方面隊副隊長の階級は分団長とする。

5 方面隊長及び方面隊副隊長は、担当方面隊に所属する分団長の推薦を受けた者のうちから団長が任命する。

第5条に次の1項を加える。

7 方面隊長に事故があるとき、又は方面隊長が欠けたときは、あらかじめ定める順序に従い方面隊副隊長がその職務を代理する。

第6条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報収集部隊の運用に関すること。

第7条を次のように改める。

(広報指導分団)

第7条 広報指導分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所属団員を指揮監督する。

第9条第1項中「(学生消防分団及び地域支援消防分団を除く。)」及び「、学生消防分団及び地域支援消防分団に団員を」を削り、同条を第11条とする。

第8条中第1項から第3項までを削り、第4項を第1項とし、第5項を第2項とし、同条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

(学生消防分団及び地域支援消防分団)

第8条 学生消防分団及び地域支援消防分団に団員を置く。

(情報収集部隊)

第9条 情報収集部隊に部隊長、副部隊長、小隊長、副小隊長及び隊員を置く。

2 部隊長及び副部隊長は、方面隊長のうちから団長が任命する。

3 部隊長は、上司の命を受けて情報収集部隊を指揮監督する。

4 副部隊長は、部隊長を補佐し、部隊長に事故があるとき、又は部隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 小隊長は、方面隊副隊長のうちから団長が任命する。

6 小隊長は、上司の命を受けて所属隊員を指揮監督する。

7 副小隊長及び隊員は、分団長、副分団長、部長、班員及び団員のうちから団長が任命する。

8 副小隊長は、小隊長を補佐し、小隊長に事故があるとき、又は小隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条の次に次の1条を加える。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

別表第2 消防団本部の項を次のように改める。

消防団本部	人 1	人 4	人 9	人 1	人 1	人 2	人 2	人 34	人 40
広報指導分団				1	1	2	2	34	40
学生消防分団								30	30

	地域支援 消防分団								200	200
	情報収 集部隊		部 隊 長 (1) 副 部 隊 長(1)	小 隊 長 (2)	副小隊長(2) 隊員(6)					(12)

別表第2に備考として次のように加える。

備考 括弧内は、消防団員から任命される情報収集部隊の部隊長、副部隊長、小隊長、副小隊長及び隊員の人数を内数で示す。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)